

各 位

壱岐市長 白川 博一  
(公印省略)

現場代理人・主任技術者の資格及び雇用関係の確認について

寒冷の候、貴殿におかれましては、益々ご健勝のことと拝察いたします。  
また、日頃より市政に対し、ご理解、ご協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。  
標記の件について、下記のとおりのお取り扱いといたしますので、ご理解の程、お願いいたします。

記

1. 確認の対象となる工事

市が発注する建設工事(技術者の専任性が求められる工事については、従来どおりの取り扱いとします。)

2. 確認方法

現場代理人等決定(変更)通知書を提出する際、下記の書類を添付して下さい。

なお、雇用関係は、直接的かつ恒常的な雇用関係を求めます。ここで言う「直接的」とは、当該現場代理人または技術者と建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用関係のことであり、派遣社員や在籍出向者等を除きます。また、「恒常的」とは、次に明記された日の以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。したがって、その工事期間中のみの短期雇用については「恒常的な雇用関係」とは言えず、現場代理人または主任技術者等になることはできません。

「次に明記された日」とは、以下の日をいいます。

一般競争入札:入札の申し込みのあった日(申請日)

指名競争入札:入札の執行日

随意契約:見積書の提出日

(1) 資格の確認(現場代理人については、資格は必要ありません。)

1) 資格者証明書等(例:1、2級技術検定合格証明書)

2) 実務経験を有する者を主任技術者とする場合:経営事項審査申請書の技術職員名簿(名簿に記載されていない者は、原則、主任技術者としては認めません。)

(2) 雇用関係の確認

1) 健康保険被保険者証

2) 雇用保険事業者別被保険者台帳照会 等

現場代理人は、工事を施工する際に、受注者の代理として工事現場の運営、管理、発注者との協議等を行う者であり、技術者と同様の雇用状態(3ヶ月以上の雇用関係)が必要と考えます。

3. 運用時期

平成26年4月1日以降の契約

4. その他

本文のような入札・契約事務に関する事務手続きの改正につきましては、従来、郵送による通知といたしておりましたが、今後は、ホームページに掲載する方法といたしますので、ご理解をお願いします。

【掲載場所】 市ホーム> 市政情報> 入札・契約> 入札・契約事務の概要・要領等

問合せ先

壱岐市総務部財政課契約班

Tel (0920) 48 - 1114